

(第一類 第十四号)
衆議院二百四回国会
予算委員会議録 第五号

二九

を請け負っているような会社、あるいは就労継続支援の作業所、こういったところが、例えば飛行機に乗るお客様が来なくなつた、もう例年の三割しか飛行機に乗っていない、そのことによつて影響を受けているということが明らかであれば、今私が列挙したようなところ、該当になりますか。

○梶山国務大臣 地域につきましては先ほど申しましたが、業種に関しましても限定はございません。

○逢坂委員 ありがとうございます。これで、全国の皆さん、少し安心されたのではないかと思っております。

ただ、私は、金額が、六十万、三十万は少ないので、ないかなというふうに思つておりますので、大臣、これはまだ制度、確定しておらないと思いますので、制度を確定するまでの間、是非、我々も随分いろいろとやり取りをさせていただいてやりましたので、これからも意見を聞いてください。よろしくお願ひします。

さて、それから次なんですが、総理、この間の長妻委員とのやり取りの中で、病床確保について総理も随分御苦労されていることがうかがい知りました。若干、総理、いらっしゃられた感じで、長妻委員もいろいろと聞いたものですから、その中でこう言いました。「率先して病床を確保するよう、私からも指示をいたしておきます。」ということなんですが、具体的にどういう指示をされましたか。

○菅内閣総理大臣 昨年の暮れに病床支援として二千七百億円を用意させていただきました。そういう中で、最大千九百五十万円の、一病床当たり、そういう対策を講じています。そして、このことを決定してから、私は毎日のように、今日は何床増えたとか、そういうことを厚労省から来ています秘書官に確認をしていました。そしてまた、当初、これは田村大臣から、この

千九百五十万円の使い方が制約されている、人件費だとかもっと必要なところに使えるようにならぬかということで、そのこともすぐ決定をして、とにかく病床確保できる環境というものをつくることに一生懸命に取り組んでいました。

それとまた、医療機関の方にもお集まりいただき、私からも、それぞれの地域の中でもそうして、病床の確保、そうしたものをお願いしたい、こういうことをお願いしました。

○逢坂委員 総理がいろいろ御努力されていることは多としたいと思いますが、総理、実は、総理が一生懸命頑張つて、官房長官時代も含めて、補正予算で、例えば緊急包括支援交付金というのを用意しました。これは、最初一千四百九十億だつたんですけど、二兆七千億、今は三兆を超えるぐら

いの額になつていますが、補正の前の段階でいいますと、二兆七千億のうち、実際に交付決定されているのは一兆一千億しかないんですよ。全体の四〇%です。医療機関から申請が来ているのも、い勝手が悪いんですよ。

○金田委員長 時間が来ていますから、端的に

お願いします。

○田村国務大臣 交付金というのが、使われていないというよりかは申請が出てきていない分もあります。一回しか申請できないとものもあります。全て、ある程度、年度末まで、物が確定するまでは申請を医療機関が出してください

うものがあります。

○逢坂委員 総理がおっしゃられた、年未

に予備費からの流用、二千六百九十三億円。實際に使われているのは何ほどだと思いますか。一月二十二日時点での、交付決定額十億、全体の〇・四

%。これによって十二月二十五日から一月二十二

日までの間に確保されたベッドの数、九百じやな

いですよ、九十床です、九十床。これは厚生労働省からのヒアリングですから、もし間違っていたら訂正いただきたいんですが。

○金田委員長 逢坂誠二君、時間が参りました。

○逢坂委員 総理は今日、いろいろありがとうございました。最後のベッドの件も含めて、是非、指示をするだけではなくて、きちんと点検をしていただきたいんです。私も、小さな町の首長です

いたときたんなんです。私も、農業法人は、昨年も一昨年も赤字だった。その上

けれども、首長をやつた経験上、やはり指示をす

るだけではうまくいかないこともたくさんあります。今日は本当はそのことも話をしたかったんですけど、緊急事態です。国民の命と暮らしを守るために、総理、是非しっかりと対応をしていた

べきで、そのことを申し上げて、終わらせていただきます。

○菅内閣総理大臣 これは、地方を経由していくなかなか配られていない、配分されていない資金

も多かつたと思います。そういう中で、国もそうしたものを一つ一つずつ協力する形で、できるだけ早く配分できるようにしていったということも事実です。

詳細は、担当大臣から答えてください。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

○金田委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 ありがとうございました。

○金田委員長 これにて枝野君、黒岩君、菊田君、玄葉君、森山君、泉君、岡田君、屋良君、岡本君、吉川君、逢坂君の質疑は終了いたしました。

○金田委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 私からも、改めて、新型コロナで亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げます。また、現

在治療中の方々にお見舞いを申し上げます。

○金田委員長 医療、介護、保育など、厳しいコロナの対応、そしてケア労働に携わつていただいている皆さんに、心からの敬意と感謝を申し上げます。

○藤野委員 先ほどの審議でもありましたが、この冬の記録的な大雪は各地に被害を与えていました。私の地元北陸信越でも深刻な被害が生まれています。一月九日に、私は、富山県の小矢部市、南砺市、砺波市の現場を見てまいりました。ここは、雪害としては初めて災害救助法が適用されました。

○金田委員長 今回の雪害の特徴は、短時間に集中的に雪が降り積もり、それが何日も続いた、このため、連日大量の除雪が必要になつたことにあります。その結果、多くの自治体で既に今年の除雪予算を使いつつてしまつていて。

○金田委員長 政府に求めたいのは、各地の自治体が、財政負担を心配することなく、幹線道路だけでなく生活道路を含めて除雪できるよう、社会資本整備総合交付金の追加配分やあるいは市町村の除雪費用補助の臨時特例措置、これを速やかに実施をしていただきたいと思います。

○金田委員長 農業用ハウスの被害も甚大です。富山県の農業法人は、昨年も一昨年も赤字だった。その上に今回の中の被害。ハウスの撤去費用を除いて、再建するだけでも一棟二百五十万円かかる。それが何個も倒れているんです。非常にショックが大きい。悲痛な訴えでした。

○金田委員長 元々、国民や農家の皆さんには、消費税の一〇%

増税、そしてコロナ禍による米価や野菜価格の暴落によって大きな打撃を受けていました。その上

に今回雪害の被害が重なつてゐるという状況であります。

農家の強い声によつて、先日農水省は、ハウスの撤去、再建を支援する強い農業・担い手づくり総合支援交付金の、被災者農業支援型の発動をお決めになりました。今後、雪が解けて被害の全貌が明らかになると想ひます。それに従つて様々な支援が必要になると思ひうんです。先ほど総理から答弁もありましたけれども、私たちは、やはり、制度の枠にとらわれずに現場が必要とする支援をスピーディーに届けること、これを強く求めたいと思います。

そして、今、政治への信頼が問われております。コロナ対策で最も大事なのは、政治への信頼です。

二〇一九年七月の参院選、当選した河井案里参議院議員が、先日、懲役一年四か月、執行猶予五年の有罪判決を受け、議員を辞職しました。

総理にお聞きしたいんですが、この問題が選挙の票を金で買つたという民主主義を揺るがす重大問題だという御認識はお持ちでしようか。

○菅内閣総理大臣 国民の政治不信を招いたといふ、そうした批判があることは重く受け止めております。

○藤野委員 私が聞いたのは、批判はなぜ起きたのか、それは、選挙の票を金で買つたといふまさに民主主義を揺るがす大問題だから、そういう認識はあるのかという質問なんですね。

問題は、この大買収事件がなぜ起きたのかといふことあります。河井氏だけでは到底起り得ません。自民党本部の尋常でない肩入れがあつたからこそ起きたんじゃないでしょうか。

○安倍総理、菅総理、パネルがないですか、事長も応援に入つておられます。

○河井案里元議員の選挙買収事件での集中審議を求めたい。そして、それに加えて、先ほど来問題になつております総務省の接待問題についての調査、この調査結果をこの委員会に提出するよう求めたいと思います。

○金田委員長 ただいまの御指摘につきまして

るんですよ、ようやく河井案里の名が皆さんに知れ渡つてきたのではないでしようか、広島一円に河井案里、河井案里と広めていただきたいことを

心からお願いします。そして、下の安倍総理の方は、河井案里さんは確固たる信念と政策立案能力を持った政治家です、私はまじりを決してこの戦いの先頭に立つ決意であります、こう言つているんですね。

これだけでなく、河井陣営には党本部から、もう一人の自民党候補の十倍に当たる一億五千万円が渡つてあります。そのうち一億二千万円は、国民の税金である政党助成金です。

総理にお聞きします。この事件に自民党本部や当時の政権中枢がどう関わったのか。そして、国民の税金が選挙の買収資金になつた可能性はないのか。国民党は納得いく説明を一切受けしておりません。この場ではつきり御説明ください。

○菅内閣総理大臣 この委員会には、私、内閣総理大臣として出席しておるわけでありますけれども、せっかくのお尋ねでありますので、自民党総裁としてあえて申し上げさせていただきます。

御指摘の資金は、支部の立ち上げに伴い、党勢拡大のための広報紙を全国に複数回配布した費用に充てられたとの説明があつたという報告を受けております。

そして、使途の詳細については、検察当局に押収されている関係書類が返信され次第、党の公認会計士が内規に照らして監査を行い、しっかりとチエックすることになつています。

○藤野委員 これまでの答弁なんです。何も明らかになりません。これでは国民の疑惑は晴れな

い。

委員長にお詫びします。

河井案里元議員の選挙買収事件での集中審議を求めたい。そして、それに加えて、先ほど来問題になつております総務省の接待問題についての調査、この調査結果をこの委員会に提出するよう求めたいと思います。

○金田委員長 ただいまの御指摘につきましては、理事会で協議をさせていただきます。

○藤野委員 次に、シフト制労働についてお聞きします。

総理は一月二十九日、シフト制で働く非正規労働者にお会いになりました。その後、厚労大臣に指示を出して、休業支援金を大企業労働者に広げるということを決められました。

厚労大臣にお聞きします。対象となる休業期間はいつからでしょうか。

○田村国務大臣 以前から、与野党からこのシフト制の問題はいろいろと御要望いただいておりました。

総理からの指示もございまして、実は、まだ本当に言うと制度設計をする時間がかかるんですが、昨日、いろいろと国会でも早く早くというお声がありましたので、今日、一月八日、これは、言うならば緊急事態宣言が出ましたので、全国に、それで、全国の大企業のシフトで休業を強いる方々に対しこれを対応させていただ

くというようなことを今日発表しました。

ただ、いろいろとそれ以前も、時短のお願い等々を各都道府県等々でやつておられます。そういうものの制度設計、そこまで含めるかどうかという制度設計も今ちよつと検討中でございますので、急速、これは、言われた中で、全国が緊急事態宣言が出たところは、これは緊急事態宣言でありますから共通点で、あるうといふことで発表させていただきましたが、更にそこからの詳細は

ちょっと検討最中であるということを御理解いたしましたから、共通点でありますから、詳細は

だければありがたいと思います。

○菅内閣総理大臣 始める時期については、厚労大臣からもう一度答弁させます。

○田村国務大臣 要は、今般の感染拡大の中において、本来大企業は十分の十じやなかつたものに對して、十分の十といふような決定を特例でさせていただきました。

しかし、それでも対象にならない、つまり、大企業がそれに対し対象にして……(藤野委員)時期はいつなんですか。時期だけお願いします」と呼ぶいや、大企業は一月八日からですか、十分の十は。それでやりました。ただ、そうはいえども、大企業はそれぞれの対応を今までしておられましたが、出ていない方々が今回の感染拡大の中ではあります。それは、感染拡大は、対応に対して、それぞれの地域がいろいろな時短要請をされました。そこに對して、それはばらばらですか

れました。そこで、それはばらばらですか

れました。そこに対し、それはばらばらですか

りました。救われないじゃないですか。

この厚労省の発表を受けて、私の元にもシフト制労働の方から声が寄せられました。紹介します。

今年の一月八日以前からずっと苦しんできたのに、会社も國も動いてくれなかつた。何度も何度も働きかけても動いてもらえなかつた。やつとやつと休業支援金の対象に大企業も入れてもらえたことになつたと安堵したのに、今年の一月八日からでは意味がない。昨年春から困窮は始まつているのに、この制度では救われない。昨年から遡つて申請できなければ全く意味がないです。

総理にお聞きします。総理にお聞きたい。昨日の大企業非正規も休業支援金の対象とするという総理の言葉で、発言で多くの大企業非正規の方が安堵したのに、また空き落とされた気持ちになります。なぜ昨年から遡つて申請させてもらえないのでしょうか。総理、この声をどう受け止めますか。

○菅内閣総理大臣 週つて申請できなければ全く意味がないです。

総理にお聞きします。総理にお聞きたい。昨日の大企業非正規も休業支援金の対象とするといふことになつたと安堵したのに、今年の一月八日からでは意味がない。昨年春から困窮は始まつて

いるのに、この制度では救われない。昨年から遡つて申請できなければ全く意味がないです。

ただ、言わるとおり、四月からとなると、これは以前の感染拡大期の話でございまして、今回

の対応という意味では、我々としてはそこは念頭には置いていないということあります。

○藤野委員 いや、それじゃ駄目なんですよ。全部一回目の緊急事態宣言は営業自粛なんですよ。全部

止まっちゃう。今、時短、時短とおっしゃった、確

時短のあれが各地で違うとおっしゃいました。確

かに、二回目の緊急事態宣言は時短であります。

けれども、一番初めの昨年の緊急事態宣言、自

由、営業そのものができない、これで一番痛んで

いるわけですよ。なぜそこに遡らないのか。政府

自身が、あの六月の法改正で、中小企業の労働者

に休業支援金制度をつくりました、昨年ですけれども。

その際は、六月にできただんだけれども、四

月まで遡ったわけですよ。遡れないことは全然な

い。なぜこれをやらないのか。

総理、もう一回聞いてと言いましたけれども、

聞くんじゃないんです。総理、もう一回指示を出

していただきたいと思うんです。これでは救われ

ません。去年の四月に遡って適用しようと。

しかも、総理、この委員会でも度々問題になっ

ておりますが、野村総研。シフトが五割以上減つ

た、そして休業手当が出ない、こうした方が女性

だけで九十万人いらっしゃるというんです。女性

だけで。男性を入れたら百万人を超えますよ。こ

の制度、今発表された制度では、百万人以上の方

が救われないことになる。こんな血も涙もないこ

とを本当にやるんですか、総理。

もう一回指示を出してください。昨年の四月か

らやれと指示を出してください。

○田村国務大臣 その数字は大企業のみでしょ

うか。中小零細も入っておられて、その中には当然

のごとく今対象の方々もおられると思いますが。

いずれにいたしましても、去年の四月からいろ

いろな制度をやっておりまして、例えば緊急小口

資金、それから総合支援資金、こういうものに対

しては、もう御承知だと思いますが、上限百四十

万までお貸しをさせていただいて、返済時に、所

得が下がって、課税所得が、課税所得といいます

か……(発言する者あり)いや、低所得の方々に閑

してはそういうものをやつてきている。

様々な支援があつて、その対応の下で、今般さ

らに、大企業に対し十分の十の補助率にして

も、それでもシフト等の関係の方々は対象になら

ない、大企業がその対象にしないというようなお

声をいっぱいいたいで、何とかそこをしていた

だけませんかというような、そういう悲痛なお声

をお聞きいたしましたので、我々もそれに対し

て対象にさせていただいたということで、どうか

様々な政策を御理解をいただければありがたいと

いうふうに思います。

○藤野委員 今るおっしゃいましたが、だから

こそ、総理がお会いになった方がこれじゃ救われ

ないんですよ。そして、百万人を超えるような、

シフト制の、カットされて休業手当ももらえない

い、こういう人たちが救われないから私は質問し

ているんです。

もう一回指示してください。というのは、この

リリースにはこう書いてあります。「施行に當

たっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現

時点の予定となります。」これは単に予定なんです

ね。ですから、総理、まだここをもう一つ指示を

出して、予定なんだから、省令改正までに、一月

八日じゃなく去年の四月まで、こういう指示を出

してください。(発言する者あり)

○田村国務大臣 やる気がないとかではなくて、

いろいろなお声をお聞きをして、今般、シフトを

ら、それ以前に各地域で時短をそれぞれ自主的に

やられています、それに関しても対応すべく、

今、どういうやり方があるかというのを検討させ

ていただいているということであります。

ですから、一月八日だけではなくて、今般の感

染拡大において、時短営業等々でそれぞれの地域

で影響を受けられた方々の対象をどのような形で

事務的に対応できるかということを含めて今検討

させていただいているということであります。

○藤野委員 検討しているということでありま

す。

今回の時短とおっしゃるのは、やはりあれなん

ですよ、前回の緊急事態宣言は、営業自粛でもう

丸ごと止まつたわけですから。ですから、やは

り、緊急事態宣言を理由にするのであれば、一回

目に戻って、四月から、そこから苦しんだ方々を

救うべきだ。総理自身が国民の命と暮らしを守る

ことは政治の責任だとおっしゃっている、この責

任を果たすことを強く求めたいと思います。

次に、医療問題をお聞きします。

コロナの感染者数は減つてきましたけれども、

医療逼迫は続いております。入院もできない、ホ

テルにも入れない、自宅で命を失う事態も起って

ています。自分や家族もそうなるんじやないか、

多くの国民が不安に思っております。

め、院内感染の場合に病院と老健職員の動線の確

保が困難。うちのようない療養病床だと、人員、環

境整備、備品などの点から、コロナ患者の受入れ

は困難。だから、コロナ軽快後の後方病床として

近隣病院と連携している。人工呼吸器を使用可能

になり、入院制限を行っているが、今年は特にコ

ロナの影響で派遣看護師も見つかず、より運営

が厳しい状況。こういう状況が、るるこのアン

ケート調査で浮かび上がっております。

そして、私、本当にすごいと思うのは、こうい

う厳しい状況でも、大阪府内の七割の病院がコロ

ナ患者にも対応しているということなんですね。

声を御紹介します。

クラスターが発生した施設に出向き、診療、検

査を行つた。急な依頼が多く、医師や看護師の確

保に苦労する。入院が必要な患者が入院した場合

は、外来の受入れがストップしてしまつた。別の

病院。限られたスペースで検体採取を実施、患者

対応後の換気は何時間も必要となり、通常の患者

受入れに影響が出た。そして、年末にコロナ患者

が発生した。一月に入り、あつという間に感染が

広がり、クラスターに。看護師数がすぐに不足。

救急は全面ストップになつた。

総理にお聞きしたいんです。ここまでやつてくれ

て出してもらえなかつた、実際今収入がない、

そういうお声があられて、それに対応するように

十分の十でやる部分に関して、これは一月八日か

らありますから、それに関してはしっかりと対

応すると。御要望いただいた中においての対応を

されたいとおもいます。

例えば、生の声を御紹介します。

同じ建物の上の階が老健施設になつていていた

こと踏まえていただきたい。私は、この声を

重く受け止めるべきだというふうに思います。

そして、今お話をあつた、日本の、やはり地域

でそれぞれの病院が独自の役割を果たしている。

この点との関係で今大きな課題になつてゐるの

は、病状が少しそくなつた場合あるいは陰性に

なつた場合、その場合の転院先、転床先、これを

どうやつて確保していくか、大きな課題になつて

おります。

全国の医学部長病院長会議が先日、大変重要な

調査を発表していただきました。全国の大学病院

が今どれだけ活動しているかということなんです

が、その中で、中等症や軽症向けのコロナ対応

ベッド、大学病院です、その中症向け、軽症向け

のベッドのうち、四割を超えるベッドに無症状だ

とか酸素投与が不要な患者が入つてているという調

査結果だったといふんですね。これは、回復後の

そうした方の転院先が見つかりにくいからだと指

摘をされています。これらの患者を大学病院以外

の病院とかあるいはホテルで診ることがでけれ

ば、大学病院で本来必要な患者を受け入れること

が可能となるともこの調査は指摘しております。

同会議の、部長会議の湯沢由紀夫会長はこう

おつしやつています。行政は、地域の役割分担を

明確にして、転院先の確保を調整してほしい。本

当にこれは今求められていると思ふうんです、行政

に。

そして、私、全國あちこちでお話を聞いてきた

んですが、見てみますと、実際もう既に地域で役

割を分担して転院や転床を進めている、そういう

例があります。

この委員会でも紹介された長野県の松本方式。

これは、今指摘しました信州大学、こういう大学

が例えれば重症と中等症を受け持つ、国立病院まつ

もと医療センターあるいは松本市立病院、こうい

うところが中等症や軽症を受け入れる、そして、

県立こども病院は子供や妊婦を受け入れる。そし

て、今申し上げたのは公的、公立ですが、民間病

院も、相沢病院が人工透析が必要な患者と中等症

の患者、松本協立病院は主に軽症の患者、丸の内

病院や藤森病院はコロナ以外の患者を担当されて

いただいております。

私が、各地を回る中で、新潟県魚沼のある病院の

院長さんが、この地域も長年の積み重ねで今の連

携の形になりました。政府は選択と集中と言つて

れども、私たちは役割分担と連携だと思つて

とおつしやついたのが忘れられません。

問題は、連携が望ましいのは分かるけれども、

やはりちゅうちょする、もしコロナが発生したら

どうするんだろう、こういうちゅうちょする医療

機関はあると、いうことなんですね。

愛知県のある民間病院の院長さんはこうおつ

しやつっています。一度院内感染が発生すると、多

数の従業員に自宅待機という名の休業を強いるこ

とになり、通常業務の一部が停止に追い込まれ、

病院の売上げが持ち直すのに數か月を要する。そ

して、こうおつしやつっています。これらのダメ

リットと補助金をてんびんにかけると、てんびん

はデメリット側に傾いたまま動かない、幾ら政府

が十分に助成金を出すと言つても、現在の額では

経営的メリットが全く足りないために、赤字に転

落すれば倒産してしまう民間病院は協力しなくて

もできないのである、こういう声なんです。

そして、先日、二月二日、参議院の内閣委員会

で参考人でおいでになつた村田滋人東京大学教授

は、ある雑誌でこうおつしやつっています。

記者が、なぜ病院は感染患者を受け入れないの

か、こう聞いたのに対して、一番の問題はクラス

ターが起つたときだ、二、三週間は完全に閉院

しなければいけなくなり、消毒などをして膨大な

費用がかかる上、収人はゼロになる、病院からす

れば、そんな危険なことはできないというのが本

音だろう。そして、記者が、今の財政支援では駄

目なんですか、こう聞いたら、患者を受け入れて

いない病院が支援によつて患者を受け入れるよう

になるかといふと、余り魅力的に映つてない、

結局、今の財政支援は、患者を診ることでかかる

直接経費を補填する形になつてゐる、クラス

ダーが発生して閉院した場合の損失分や、評判が

落ちて患者が減つた分の損失分は対象外だ。そし

て、米村教授は、減収補填の仕組みをつくれば患

者を受け入れる病院は増えるのかと聞かれて、増

えると思うとおつしやつております。

総理にお聞きします。今、転院、転床を進める

ために医療連携が不可欠であることは、誰も否定

しないと思うんです。しかし、現場にはやはりど

うしてもちゅうちょがある。このちゅうちょを乗

り越えていただいて、医療連携に参加していただ

く、そのためには、クラスターが発生して閉院し

た場合の損失や受診抑制の場合の損失、これをき

ちんと支援します。このことを政府がはつきりと

打ち出しが必要だと思うんですが、総理、いかがでしようか。

○菅内閣総理大臣 新型コロナ患者を受け入れるこ

とにより、通常業務の一部が停止に追い込まれ、

病院の売上げが持ち直すのに数か月を要する。そ

して、こうおつしやつっています。これらのダメ

リットと補助金をてんびんにかけると、てんびん

はデメリット側に傾いたまま動かない、幾ら政府

が十分に助成金を出すと言つても、現在の額では

経営的メリットが全く足りないために、赤字に転

落すれば倒産してしまう民間病院は協力しなくて

もできないのである、こういう声なんですね。

そして、新型コロナ患者の診療については

様々な支援を行つてきております。また、診療報

酬についても、新型コロナ患者の診療については

大幅な引き上げを行つてきています。

こうした支援によって基本的に減収になるこ

とはないと考えていましたが、仮にそうしたこと

ができないのである、異なる対応を検討します。

そして、医療現場の方々が財政面でちゅうちょす

ることなく専念できるように、政府はしっかりと対

応します。

○藤野委員 総理、今、更なる検討も行う、仮に

そういうことになればと、具体的にはどういうこ

とを想定されているんでしょうか。

○田村国務大臣 今おつしやられたのは、コロナ

患者ではなくて、コロナは、疾病はお治りになら

なかつたけれども、まだ、高齢で、体が虚弱で、どこ

るに、受皿になられた医療機関をどうするんだと

いう話をずっとされておられて、これは重要な話

なんです。これが役割分担で、ここがないと……

(藤野委員)結構です。決まっていないんだから。

あなたの話を聞く場じやないんです。私の質問に

答える場なんですよ」と呼ぶ)

○金田委員長 静かにしてください。

○田村国務大臣 ずっとそうやつておつしやつて

おられたので。

もう一度お願ひします。

○金田委員長 藤野保史君、じゃ、もう一度質問

してください。

○藤野委員 自分のことと言ふ場じやないんで

す。私の質問に答える場なんです。

更なる検討を是非求めたいです、それはもう

総理、減収補填しかないんですよ、減収補填しか

ない。それはもう圧倒的な声です。今頑張つてい

ただいている、先ほど紹介したような保険医協

会、今頑張つてゐる人を支える上でも、そして転

院、転床、地域連携を進めるためにも、本当に今

これが鍵になつてゐる。これからワクチンもやろ

うというんですよね。総理も、かつてない大事業

だとおつしやつた。これも更に医療機関にのしか

かっていく。本当に、減収補填をしつかりやると

いうことが全ての鍵になつてゐるというふうに私は思つております。

その上で一点お聞きしたいのですが、厚生労働

省がある通達を出しております。これは、昨年の

十一月二十六日に、令和二年地域医療構想を推進

するための病床削減給付金の実施について、こう

いうものなんですね。この日付に注目していただ

きましたというふうに思います。十一月二十六日。

この十一月二十六日というのはどういう日かと

いうことなんですが、この前日、十一月二十五

日、新型コロナ分科会が開かれまして、医療が逼

迫しているという提言を政府に出しました。そし

て、これを受けて政府は、国民に、勝負の三週

間、この勝負の三週間を呼びかけたのが十一月二

十五日なんです。十一月二十五日、医療が逼迫し

ていたのはその病院だつたじゃないですか。要す

ているという理由です。にもかかわらず、その翌日に厚労省が、医療削減支援の……(発言する者あり)病床削減支援、ありがとうございます。病床削減支援の給付金を出している。

厚労大臣にお聞きしますが、これは政府が勝負の三週間を呼びかけているんですね。厚労省といふのは、医療提供体制にまさに責任を持たなきやいけない。なぜそんなときに病床削減せよというような通知を出すんですか。逆行もいいところじゃないでしょうか。

〔委員長退席、山際委員長代理着席〕

○田村国務大臣 ちょっと私の方に通告が入つてないなかつたので申し訳なかつたんすけれども。これは、地域医療構想、ずっと地域医療構想会議をやつていただきて、各地域、二次医療圏でいろいろな話をしていただきております。県もそこに加わっていただいていると思います。その中で、二〇二五年に向かってですけれども、やはり人口構成が変わってきたので、ベッドがいっぱいあると、逆に言うと採算が合わなくなつてくるという状況もあります。そこで、地域で話していただき、高度急性期、急性期、回復期、慢性期、それぞれの病床の割当をする中で、合理的ペッドが要らなくなる部分に関しても削減をする。ただ、削減するときにそれなりに費用がかかりますので、それに対してのこれはお金であります。

ただ、そこはそれぞれの二次医療圏でお決めを、それぞれ医療関係者が入つてやつていただく話でござりますので、国が無理やりこれをしなさいといふ話ではございませんから、地域がそれぞれ考えてやつていただくという話であります。ですから、この感染症の状況も踏まえた上で、いろいろな御議論をまたいただけるものだといふうに思つております。

○藤野委員 いろいろおっしゃいますけれども、要するに、政府が勝負の三週間と呼びかけた翌日に、病床削減支援の給付金を厚労省が出している。全く逆行するわけですよ。本気でやろうとす

るのか、病床確保しようとしているのかということが問われる。

今いろいろおっしゃいましたけれども、政府は

この期に及んで、地域地域とおっしゃいますが、その地域医療計画の中で、今コロナ対応の最前線にある高度急性期として急性期病床を二十万病床削減する、これはまだ撤回していいんです、これがこの計画に象徴されている。これは撤回すべきだと強く求めたいと思います。

次に、オリンピックについてお聞きします。

まず、総理、昨日、東京五輪・パラリンピック組織委員会の森喜朗会長の発言について、総理はあつてはならない発言だとおっしゃいました。総理、どういう意味で、あつてはならないんでしょ

うか。

○菅内閣総理大臣 オリンピック・パラリンピ

クの重要な理念である男女共同参画、そうしたこ

とを否定するものでありますから、あつてはなら

ない発言ということを申し上げました。

○藤野委員 いや、総理、それだと総理の御認識

が問われますよ。あらゆる差別が駄目なんです。

性別はもちろんですよ。性別はもちろんです。し

かし、いかなる差別も許さないというのが五輪の

精神なんです。それに反するから森氏はあの座に

立つべきではないという国民的批判が起つてい

るわけですよ。総理自身の認識はおかしいと思

います。

○菅内閣総理大臣 全くおかしくないと思います

よ。

森会長が女性のことについて発言をしましたの

で、そのオリンピック憲章の権利の中に性別とい

うのがありますから、男女共同参画というのには、

そういう意味で私は自然なことだと思います。

○藤野委員 これはもう総理自身の御認識が問わ

れる事態になつてきただといふうに思います。こ

ういうオリンピックの基本理念に反するからこそ、私は、森氏は組織委員長という座にとどまるべきじゃないと思います。

総理、辞任させるべきじゃないですか。辞職を

求めるべきじゃないですか。

○菅内閣総理大臣 内閣総理大臣にその権限はないといふうに思つています。

ただ、私自身は、昨日、森会長の発言を受け

て、まさにあつてはならない発言だということを

発信をしました。そして、私から、昨日の予算委員会が終わつてすぐに、森会長に政府の考え方を

強く、橋本大臣に指示をいたしました。橋本大臣

リニピックの理念なんですね。

総理、男女共同参画じやないんじやないです

か。男女共同参画に反するから森氏の発言はあつ

てはならないのか。総理の認識はおかしいんじや

ないです。

○菅内閣総理大臣 今申し上げましたけれども、オリンピックの重要な理念である中に、今委員か

らありましたけれども、人種、肌の色、性別とい

うのがありますよ。そういう中で男女参画とい

のがある、とは反するということで私は申し上げ

たんです。

○藤野委員 いや、結構です。

だから、総理が伝えよと言つた、そこがボイン

トがズれてるんです。男女共同参画じやないん

ですよ、問題は、五輪憲章そのものに反するん

だ、だからあなたは組織委員長は駄目なんだと

ばつと言わないと駄目なんです。

そもそも、なぜ森氏が組織委員会の委員長に

なつたのか。これは、二〇一四年一月十四日に、

下村当时的文科大臣、これは五輪担当大臣でもあ

ります、この下村五輪担当大臣とJOCの当時の

竹田会長、そして東京都の秋山副知事、この三名

が三者会談を行つて決めたということなんです。

これは、政治が全く無関係だとか、そういうこと

では全然ないんですね。それまでは、ずっと財界

の方がオリンピックの組織委員長をやらせていま

した。それが、この森氏だけがこうした特別なや

り方で、三者会談によつて選ばれたわけでありま

す。

総理、そういう意味でも、今、関係ないとい

うなお話をしましたけれども、関係ないことな

い。森氏があの座に就いたこと自身にやはり政権

の責任があるわけですよ、当時の。ですから、そ

れも含めて、辞職すべきではないか、こういうふ

うに言うべきじゃないですか。

○菅内閣総理大臣 今、東京オリンピック・パラ

リンピック競技大会組織委員会というのは一つの

公益財團法人でありますから、そこについて内閣

総理大臣としてそうした主張をすることは、これ

はできないと思つていています。

ただ、私自身は、昨日、森会長の発言を受け

て、まさにあつてはならない発言だということを

発信をしました。そして、私から、昨日の予算委員会が終わつてすぐに、森会長に政府の考え方を

強く、橋本大臣に指示をいたしました。橋本大臣

から、私の、共同参画について、それはIOCの使命と役割であり、女性の立場にもしっかりと立ちながら世界に向けてメッセージを発する大会としていく必要がある、このように大臣が伝えて、そして森会長から、大変申し訳ない、そういう話があつたということの報告も受けています。

もしあれでしたら、大臣から直接どうでしょう。

○藤野委員 いや、それも違つていまして、組織

委員会はJOCと東京都が五〇%ずつ出資をして、それに対しても国が政府保証をしているんです。だから、何か関係ない、関係ないといろいろな形でおっしゃるんだけれども、それは違うと思うんです。

いずれにしろ、この問題、引き続き大問題になつていくと思います、国際問題ですから。

オリンピックに戻りますが、オリンピックを楽しみにされていた方も多いと思うんですね。私も、ずっとサッカーをやっています。オリンピックに向けて頑張ってきたアスリートの気持ちを考えると、本当に言葉にならない思いがします。

しかし、コロナ感染が前提を変えてしまつた。世論調査でも、中止、再延期を求める声が八割を超えておりまます。コロナ対策に集中してほしい、これが国民の切実な願いです。

一月二十一日の衆議院本会議で、我が党の志位委員長の質問に対して総理は、ワクチンを前提としないで安全、安心な大会を開催できるように答弁されました。ワクチンを前提とした

パワーワーを投入してこれを抑え込むしかない。先日、橋本大臣が、オリパラ期間中に必要な医師、看護師が約一万人だと答弁されました。総理にお聞きします。コロナ対応、そして先ほど言つたワクチン対応、これが行われている現場から一万人もの医療従事者を引き離して五輪に振り向ける、これは現実的とは言えないんじゃないでしょうか。

○橋本国務大臣 お答え申し上げます。

東京大会におきましては、安全、安心な大会を実現するための医療体制として、まず、選手村総合診療所や競技会場の医务室において選手や観客に対し必要な医療サービスを提供するほか、新型コロナウイルス対策として選手村において定期的な検査を実施するとともに、選手村総合診療所熱外来や競技会場隔離室、感染症対策センター等が緊密に連携しつつ、迅速に対応する体制を整備することとしていると承知をしております。

このパネルは、政府のオリパラ感染症対策調整会議第二回、九月の会議に出された、ホストタウ

こうした体制の構築に必要な医療スタッフについては、現在、組織委員会において精査を行つてあるところですが、お一人五日程度の参画を前提とすると、東京大会の開催期間約二か月を通じて、トータルで一万人程度の方々に依頼をしていふことと承知をしております。

医療スタッフの内訳をお話しさせていただきたいと思いますが、医師、歯科医師が約三割、看護師が約四割、理学療法士が約一割程度、さらに検査技師等の検体採取者が約一割程度というふうになつております。一日当たりの医師、看護師の人員については、最も多くの会場で競技が行われる七月の二十五日を見ていますと、これにおきましては、医師は三百人程度、看護師は四百人程度、このうち、主に新型コロナ感染症対策を行うための人員については、医師が百人弱、看護師百人強の確保を目指しているというふうに承知をしております。

いずれにいたしましても、現在、組織委員会において、医療機関、競技団体等の御意見を伺いながら、医療スタッフの確保について調整を行つておられます。引き続き、国としても、東京都と組織委員会と一緒にしっかりと連携を図つてまいります。

○藤野委員 今、答弁がありました。でも、目指している状況にあると伺つております。

私は、地元の一つである石川県でお聞きしました

が、ある病院はこうおっしゃっていました。オリパックに一万人、どこにそんな人員がいるのかと言いたい、慢性的に人員不足の中で、ぎりぎりの体制でコロナ対応を行つて、発熱外来につつても通常より手間が相当かかる、その上にオリンピック対応のために医療従事者を振り向けることは、当病院としては不可能であることをつづりました。

そして、この第二回の調整会議では、専門家からこういう指摘もされております。要するに、この検査というものは各国違う、日本でやつてあるものと海外でやつてあるものは違う。だから、ちゃんとその結果を説明できる、そういう体制にする必要がある。そして、その結果は、そのアスリートが大会に参加できるかどうかに直結する極めて重い判断になります。これをそれぞれの小さなホ

ン、事前キャンプ地についての案なんですね、こいつことをやろうという。対応についてと。この黄色い部分、ちょっと見えないと思うんです。

が、「ホストタウン、事前キャンプ地について、トータルで一万人程度の方々に依頼をしていふことと承知をしております。

しかしながら、これは実際見ていきますと、もう本当に大変です。肝腎の交流とか以前に、移動、空港からホストタウン、ホストタウンから選手村、そして、専用車両運転手、通訳、ガイド、事前の健康管理、事前の検査。練習も、練習場である体育馆や競技場、更衣室、シャワーワーだけなく、そのトイレ、ここも別にやれと。そして、動線の設定などなど。ホテルも、それぞぞーニング等が必要になります。食事も、朝昼夕、そしておやつといふか仮食との提供方法に応じた感染防止策。メディア対応も必要になる。つまり、本当にこれは大変な状況です。

しかも、コロナ禍で、想定外の事態も次々と起きております。滋賀県の大津市では、ニュージーランドの選手団が宿舎として確保していたホテルが四月に倒産してしまつた、コロナ禍で。急遽別のホテルを仮押さえましたんですが、もう一回、一からこれが始まるわけです。本当に大変な状況。兵庫県の神戸市では、コロナの変異ウイルス、変異種が確認されたため、受け入れ再調整。また再調整です。五百七を超えるんですね、ホストタウンといふのは、百七十を超える国々がそこに行く予定になつていて、本当にできるのかという話なんです。

政府としては、これから感染症対策に對し必要な財政支援を行うとともに、受け入れを実施するホストタウンにおいて感染症防止対策をまとめた受入れマニュアルを作成していただくための手引を示しました。

それぞれのホストタウンとしっかりと、オンライン上で今、そういう状況を情報共有しながら、適切な対応をしていただけるように努めていきました。

そして、この第二回の調整会議では、専門家からこういう指摘もされております。要するに、この検査というものは各国違う、日本でやつてあるものと海外でやつてあるものは違う。だから、ちゃんとその結果を説明できる、そういう体制にする必要がある。そして、その結果は、そのアスリートが大会に参加できるかどうかに直結する極めて重い判断になります。これをそれぞれの小さなホ

ス、ストタウンでどうやって確保していくのかということが、政府の調整会議でも川崎市の健康安全研究所や国立保健医療科学院の健康危機管理研究部長などからなる指摘されているんですね。

総理にお聞きしますけれども、今多くの自治体は、コロナ対応、そしてワクチン対応をこれから、今もそうですが、ただでさえ過重な負担なんですね。それに加えて、五輪でこれだけの負担を本当に負わせるのか。これは到底無理じゃないですかと。

しかし、これは実際見ていきますと、もう本当に大変です。肝腎の交流とか以前に、移動、空港からホストタウン、ホストタウンから選手村、そして、専用車両運転手、通訳、ガイド、事前の健康管理、事前の検査。練習も、練習場である体育馆や競技場、更衣室、シャワーワーだけなく、そのトイレ、ここも別にやれと。そして、動線の設定などなど。ホテルも、それぞぞーニング等が必要になります。食事も、朝昼夕、そしておやつといふか仮食との提供方法に応じた感染防止策。メディア対応も必要になる。つまり、本当にこれは大変な状況です。

しかも、コロナ禍で、想定外の事態も次々と起きております。滋賀県の大津市では、ニュージーランドの選手団が宿舎として確保していたホテルが四月に倒産してしまつた、コロナ禍で。急遽別のホテルを仮押さえましたんですが、もう一回、一からこれが始まるわけです。本当に大変な状況。兵庫県の神戸市では、コロナの変異ウイルス、変異種が確認されたため、受け入れ再調整。また再調整です。五百七を超えるんですね、ホストタウンといふのは、百七十を超える国々がそこに行く予定になつていて、本当にできるのかという話なんです。

政府としては、これから感染症対策に對し必要な財政支援を行うとともに、受け入れを実施するホストタウンにおいて感染症防止対策をまとめた受入れマニュアルを作成していただくための手引を示しました。

それぞれのホストタウンとしっかりと、オンライン上で今、そういう状況を情報共有しながら、適切な対応をしていただけるように努めていきました。

そして、この第二回の調整会議では、専門家からこういう指摘もされております。要するに、この検査というものは各国違う、日本でやつてあるものと海外でやつてあるものは違う。だから、ちゃんとその結果を説明できる、そういう体制にする必要がある。そして、その結果は、そのアスリートが大会に参加できるかどうかに直結する極めて重い判断になります。これをそれぞれの小さなホ

ス、ストタウンでどうやって確保していくのかと

思っています。

そして、これは自治体にとても大変な負担だ

うございます。

このパネルは、政府のオリパラ感染症対策調整会議第二回、九月の会議に出された、ホストタウ

